

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 2 月15日
【報告者の名称】	ngi group株式会社
【報告者の所在地】	東京都港区南青山一丁目26番 1 号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03(6821)0000 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役 丹澤 みゆき
【縦覧に供する場所】	ngi group株式会社 (東京都港区南青山一丁目26番 1 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社
所在地 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 意見の内容

当社は、平成24年2月14日開催の取締役会において、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社が発行する普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同し、かつ、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者は、平成24年2月14日付の公開買付者の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場に上場している当社普通株式を取得し、当社を公開買付者の子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

本公開買付けに際して、当社及び公開買付者は、平成24年2月14日付で資本・業務提携契約書（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結しております（その詳細は後記「(8) 資本業務提携について」をご参照下さい。）。

また、公開買付者は、本公開買付けに際し、当社の筆頭株主であり取締役ファウンダーである西川潔氏（所有株式数1,679,900株、所有割合（注）：11.99%、以下、「西川氏」といいます。）及び西川氏の妻である西川こずえ氏（所有株式数155,000株、所有割合：1.11%）（以下、総称して「西川氏ら」といいます。）との間で、平成24年2月14日付で公開買付け応募契約書（以下「本公開買付け応募契約」といいます。）を締結しております。本公開買付け応募契約において、西川氏らは、西川氏らが所有する当社普通株式のうち、1,437,100株（所有割合：10.25%）（以下「応募対象株式」といいます。）について本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。

本公開買付けは、4,765,400株（所有割合：34.00%）を買付予定数の下限として設定しているとのことです。従って、応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,765,400株）に満たない場合は、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。また、本公開買付けは当社普通株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は、本公開買付け成立後も引き続き当社普通株式の上場を維持する方針であることから、7,148,100株（所有割合：51.00%）を買付予定数の上限として設定しているとのことです。従って、応募株券等の総数が買付予定数の上限（7,148,100株）を超える場合は、公開買付者は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

（注）所有割合は、当社の第15期第3四半期報告書（平成24年2月14日提出）記載の平成23年12月31日現在における発行済株式総数（13,261,000株）に、当社の第14期有価証券報告書（平成23年6月24日提出）記載の平成23年5月31日現在の当社の新株予約権（6,654個）のうち、平成23年6月1日から平成23年12月31日までに消滅した第3回新株予約権（3個）、第4回新株予約権（16個）、第5回新株予約権（30個）、第8回新株予約権（729個）及び第9回新株予約権（500個）を除く新株予約権（5,376個）及び当社の第15期第3四半期報告書（平成24年2月14日提出）記載の平成23年11月24日に発行された第10回新株予約権（1,650個）の目的である当社普通株式の数（合計754,800株）を加えた数（14,015,800株）に占める所有株式数の割合をいい、以下同じとします（なお、小数点以下第三位を四捨五入しています。）。

当社及び公開買付者を取り巻く環境

当社及びそのグループ会社は「インターネットの未来を創る」を企業使命として、インターネット関連事業、インベストメント&インキュベーション事業を展開しております。当社の主力事業であるインターネット関連事業は、インターネット広告事業、及びコンシューマー向け事業で構成され、最近では特に、急速に普及しているスマートフォン向けサービスの充実を積極的に行っています。また、インベストメント&インキュベーション事業は、主にシード/アーリーステージを中心としたベンチャー企業への投資や、プレスリリース配代行、レンタルオフィス運営、経営管理コンサルティング等のインキュベーションサービスを提供しております。

一方、公開買付者グループは、グループ・ビジョンとして「e広告プラットフォーム創造企業」を掲げ、インターネット広告枠の販売事業を中心とした様々なインターネット広告関連サービスを提供しております。具体的には、媒体社の代理又は広告主・広告会社の代理としてインターネット・モバイル広告におけるメディアレップ事業を行う「エージェンツ」領域、テクノロジーサービスやクリエイティブサービス等の広告関連ソリューションを提供する「DAS (Diversified Advertising Service)」領域、媒体社としての事業を行う「メディア」領域という3つの事業領域において、新しい広告ビジネスの形成・発展に寄与することを目指しております。公開買付者グループにおいては、現在ではPC・モバイル・スマートフォンといった様々なデバイスの広告商品の企画・仕入・販売や、広告配信・広告制作等に関する最新のインターネット広告テクノロジーサービスの提供をしております。

公開買付者が本公開買付けを企図するに至った経緯

かかる状況の下、公開買付者が、本公開買付けを企図するに至った経緯について、当社は、公開買付者より以下の説明を受けております。

公開買付者は、最近のインターネット広告市場を取り巻く外部環境の大きな変化として、主に二点挙げられると考えているとのこと。一点目は、スマートフォンの急速な普及です。スマートフォンの国内販売台数及び国内契約数は、近年、大幅な増加傾向にあり、このようなスマートフォンの急速な普及を受け、近年のインターネット広告市場の成長を牽引してきたモバイル広告市場においても、スマートフォン広告に対する広告主の出稿ニーズが急速に高まっていると認識しているとのこと。

二点目は、インターネット広告関連テクノロジー、特に、広告効果を最適化するための配信技術やターゲティング技術の急速な進化です。特に、ディスプレイ広告において、欧米で先行していたDSP（注1）やSSP（注2）を使ったRTB（注3）取引が日本でも本格的に普及し始めており、テクノロジーを駆使した新たなディスプレイ広告市場が形成されつつあると考えているとのこと。

公開買付者は、これらの大きな外部環境の変化に対してどのように的確かつ迅速に対応していくかが、今後のインターネット広告市場における競争力を大きく左右するものと考えているとのこと。

このような認識のもと、公開買付者は、スマートフォン領域への対応として、平成22年9月に専任組織であるスマートデバイス推進部を新設したとのこと。また、公開買付者の連結子会社で、広告会社に対してモバイルメディアの最適な企画提案と広告枠のバイイングを行うモバイルメディアレップ事業を主力とする株式会社スパイア（以下「スパイア」といいます。）と連携し、スマートフォン広告領域への取り組みを強化してきたとのこと。

また、公開買付者は、DSPやSSPといったオンライン広告の自動取引プラットフォームを提供する子会社として、平成23年2月に株式会社プラットフォーム・ワン（以下「プラットフォーム・ワン」といいます。）を設立したとのこと。プラットフォーム・ワンは、平成23年6月にRTBを活用した広告取引の本格展開を開始し、その後も国内外のRTB接続パートナーとのシステム連携を順次行い、同社が運営するプラットフォームは、月間の取引先数がサイト数で約4万、広告主数で約200社に上る等、国内最大級のDSPとなっているとのこと。また、公開買付者は、平成23年11月に、米国のトレーディングデスク事業会社であるAdnetik, Inc.と業務提携を行い、最新の広告配信技術やターゲティング技術に対応したインターネットマーケティング戦略を提供する「トレーディングサービス」を開始したとのこと。

一方、当社は、平成19年7月にモバイル関連事業者向け広告関連サービスを運営する株式会社フラクタリストを持分法適用関連会社化し、続いて平成22年12月に同社を吸収合併し、インターネット広告関連事業の強化を急速に推進することで、従来の営業投資有価証券売却益に依存した事業体質からの構造転換を行ってきました。その結果、平成24年3月期第2四半期売上高の約80%は、インターネット関連事業が占めるようになっていました。当社は、スマートフォンの普及・拡大を受けて、既存のフィーチャーフォン広告に加えて新たにスマートフォン広告の販売を強化するとともに、平成24年3月期は、スマートフォン広告の自社サービス開発にリソースを集中し、同分野におけるDSP、SSP、アドネットワークの各サービスを相次いでリリースしました。

こうした状況の中、当社は、公開買付者との間で、公開買付者及び当社の更なる成長及び企業価値向上を目的とした諸施策について平成23年10月頃より協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社と公開買付者は、モバイル広告、特に今後の急速な成長が見込めるスマートフォン広告領域における更なる競争力強化を図るために、本公開買付けにより当社を公開買付者の子会社とすることとし、公開買付者は、平成24年2月14日付の公開買付者取締役会において本公開買付けの実施を決定したとのことです。これにより、当社と公開買付者は、両社の取引顧客及びサービスの基盤を拡大し、広告関連テクノロジーなど両社の強みを活かした事業展開を図るとともに、公開買付者グループのモバイルメディアレップであるスパイアと、その広告販売先としての広告会社である当社との間で、強固なバリューチェーンを構築し、スマートフォン広告領域においても取引顧客の多様なニーズに応えられるグループ体制を確立できると考えております。そこで、当社は、本公開買付けに際し、平成24年2月14日付で、公開買付者との間で本資本業務提携契約を締結しております（その概要は後記「(8) 資本業務提携について」をご参照ください。）。

当社及び公開買付者は、両社のブランドと事業領域、営業活動の独自性を保ち独立性を維持しつつ、健全な競争環境下において、当社が公開買付者の子会社となることで、上記に挙げた各施策を強力に推進し、急速に拡大するスマートフォン広告市場において確固たるリーディングポジションを獲得してまいります。

- (注1) DSP (Demand-Side Platform) : 広告主や広告会社が使用する広告プラットフォームで、広告在庫の買付け、広告配信、掲載面・オーディエンスのターゲティング等を一括して行うことができます。
- (注2) SSP (Supply-Side Platform) : 媒体社が使用する広告プラットフォームで、広告露出のタイミングにおいて最も高い単価で広告在庫を自動的に販売することができます。
- (注3) RTB (Real Time Bidding) : インターネット広告枠をリアルタイムなオークション方式で自動取引する仕組みのことです。媒体側と広告主側で予め入札条件を登録し、互いの条件が合った場合に取引を成立させ、瞬時に広告を配信します。このRTBの導入により、媒体側は広告収益を最大化することができ、広告主側はその一瞬一瞬における最適な市場価格で広告露出を図ることができます。

本公開買付けにおける意見の根拠、及び理由

当社は、上記 記載の状況の中で、上記 の公開買付者の説明を受け、当社としても、公開買付者のグループの一員となることにより、モバイル広告、特に今後の急速な成長が見込めるスマートフォン広告領域における両社の強みを活かした事業展開や取引顧客・サービス拡大と、それによるスマートフォン広告領域での更なる競争力強化を図れると考えております。

当社は、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、本資本業務提携契約を締結し、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資すると判断し、また、当社及び公開買付者とは独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）から取得した当社の株式価値に関する算定書を踏まえて本公開買付けに関する諸条件その他の事情について慎重に検討した上で、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）その他の条件は妥当で、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年2月14日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加しなかった西川氏を除く取締役全員一致により、本公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議しました。なお、当社の取締役ファウンダーである西川氏は、当社の筆頭株主であり（所有株式数1,679,900株、所有割合：11.99%）、かつ、公開買付者との間で、応募対象株式について本公開買付けに応募する旨の合意をしているため、利益相反を回避し、取引の公正性に万全を期す意味から、本公開買付けに係る意見表明に関する全ての審議及び決議には参加していません。

(3) 本公開買付け後の経営方針

上記記載の諸施策を実行に移し、両社の更なる成長及び企業価値向上を達成するために、当社は、後記「(8) 資本業務提携について」に記載のとおり、本資本業務提携契約において、公開買付者との間で、当社が、平成24年6月以降に開催予定の各定時株主総会において、取締役候補者の過半数（但し、公開買付者の当社株式所有割合（公開買付者が所有する当社の株式の数が、当社の発行済株式総数に当社の発行する新株予約権、新株予約権付社債その他当社の株式の発行又は付与を受ける権利の目的となる株式の数を加えた数に占める割合をいい、以下同じとします。）が50%を上回る場合は、公開買付者及び当社で協議の上、過半数又は半数以下で公開買付者が指定する数）を公開買付者が指名する者とする取締役選任議案を上げ、同株主総会において議案が可決されるように必要な行為を行うことに合意しております。

(4) 本公開買付けにおける意思決定に関してなされた措置

公開買付者及び当社は、当社の筆頭株主であり取締役ファウンダーである西川氏が公開買付者と本公開買付応募契約を締結しているため、利益相反を回避し、本公開買付けの公正性を担保すべく、以下のような措置を実施いたしました。なお、西川氏以外の役員は公開買付者と本公開買付応募契約を締結しておらず、本公開買付けに応募するか否かは未定ですが、当社の役員が所有する本公開買付けに係る株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数は平成23年12月31日現在、金子陽三 22,600株、北城格太郎 25,100株、谷家衛 3,500株、楢進 100株です。

当社における検討

当社は、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、本資本業務提携契約を締結し、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資すると判断し、また、当社及び公開買付者とは独立した第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングから取得した当社の株式価値に関する算定書を踏まえて本公開買付けに関する諸条件その他の事情について慎重に検討した上で、本公開買付価格その他の条件は妥当で、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年2月14日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加しなかった西川氏を除く取締役全員一致により、本公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議しました。

なお、当社の取締役ファウンダーである西川氏は、当社の筆頭株主であり（所有株式数1,679,900株、所有割合：11.99%）、かつ、公開買付者との間で、応募対象株式について本公開買付けに応募する旨の合意をしているため、利益相反を回避し、取引の公正性に万全を期す意味から、本公開買付けに係る意見表明に関する全ての審議及び決議には参加しておりません。

第三者算定機関の算定結果

当社取締役会は、当該決議に先立ち、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングに当社の株式価値の算定を依頼し、平成24年2月14日付で同社より当社の株式価値に関する算定書を取得しました。なお、当社は、ブルータス・コンサルティングから、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

ブルータス・コンサルティングは当社の株式価値を算定するにあたり、当社の財務状況、当社普通株式の市場価値の動向等について検討を行った上で、DCF法、市場株価法の手法を用いて当社の株式価値の算定を実施しております。同株式価値算定書によりますと、DCF法では315円から328円、市場株価法では225円から267円でのレンジが当社の株式価値の算定結果となっております。

まずDCF法では、当社の事業計画、直近までの業績と動向等の諸要素を考慮した平成24年2月以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を315円から328円までと分析しております。

次に市場株価分析では、本公開買付け公表日の前営業日である平成24年2月13日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における当社の普通株式の直近1ヶ月平均の普通取引終値の単純平均値（244円）、直近3ヶ月平均の普通取引終値の単純平均値（225円）、直近6ヶ月平均の普通取引終値の単純平均値（231円）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を225円から267円までと分析しております。

なお、当社の平成23年12月31日現在の純資産合計から算出した株価純資産倍率（PBR）は1倍を割れておりますが、当社の資産には上場営業有価証券等の不確定要素も含まれており、また、当社は、当社の株式価値を算定するにあたっては、DCF法による評価結果が当社の将来の収益力及び成長性を反映している点等を勘案し、DCF法による分析結果を最も重視し、当該分析結果の範囲内で、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募の推奨について検討を行い、応募を推奨する旨を決議しました。

(5) 上場廃止となる見込み

当社普通株式は、本報告書提出日現在、東京証券取引所マザーズ市場に上場されておりますが、公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付け成立後も引き続き当社普通株式の上場を維持する方針とのことです。そのため、本公開買付けにおいては、7,148,100株（所有割合：51.00%）を買付予定数の上限として設定しており、本公開買付け後、公開買付者が所有する当社普通株式の数は、最大で7,148,100株（所有割合：51.00%）にとどまる予定とのことです。上場は維持される見込みです。

(6) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者によれば、公開買付者は、当社を子会社化することを企図しており、現時点において、本公開買付けによりその目的を達した場合には、当社普通株式を更に取得することは予定していないとのことです。

(7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者によれば、公開買付者は本公開買付けにあたり、西川氏らとの間で、平成24年2月14日付で、本公開買付応募契約を締結し、応募対象株式について本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。

その他、本公開買付応募契約の概要は以下のとおりとのことです。

(i) 議決権の行使

西川氏は、本公開買付けが成立した場合であって、平成24年6月に開催予定の当社の定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）において応募対象株式のうち本公開買付けの決済が完了したものにつき議決権を有するときは、本定時株主総会における当該議決権の行使について公開買付者の指示に従う。

(ii) 当社の役員選任に関する協力

西川氏は、本公開買付けが成立した場合、本定時株主総会において、公開買付者の指名する者を当社の取締役又は監査役に選任する旨の議案が上程されるよう、公開買付者の要請に従い、当社の取締役として必要な協力を行う。

(iii) 本公開買付応募契約の解除（注1）

西川氏は、(a)公開買付者に本公開買付応募契約に規定される表明及び保証（注2）の重大な違反が存在する場合、又は(b)公開買付者に本公開買付応募契約に定める義務（注3）の重大な違反が存在する場合には、本公開買付応募契約を解除することができる。

公開買付者は、(a)西川氏らに本公開買付応募契約に規定される表明及び保証（注4）の重大な違反が存在する場合、(b)西川氏らに本公開買付応募契約に定める義務（注5）の重大な違反が存在する場合、又は(c)本公開買付けに賛同し株主に応募を推奨する旨の当社の取締役会決議が行われず、当該取締役会決議が変更・撤回され、当該取締役会決議が行われた旨が公表されず、当該取締役会決議が変更・撤回された旨が公表され、若しくは当該取締役会決議が行われた旨を記載した意見表明報告書が当社より提出されることが確実ではないと公開買付者が合理的に判断した場合には、本公開買付応募契約を解除することができる。

（注1）西川氏ら又は公開買付者のいずれかによって本公開買付応募契約が解除された場合であっても、西川氏らがその任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。

- (注2) 本公開買付応募契約において、公開買付者は、(i) 公開買付者の適法・有効な設立及び存続、(ii) 本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに必要な手続の履践、(iii) 本公開買付応募契約の法的拘束力及び強制執行可能性、(iv) 本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得・実施・履践、(v) 本公開買付応募契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、並びに(vi) 反社会的勢力との関係の不存在を表明及び保証しております。
- (注3) 本公開買付応募契約において、公開買付者は、秘密保持義務及び契約上の地位の譲渡等の禁止義務等を負っております。
- (注4) 本公開買付応募契約において、西川氏らは、西川氏らに関する事項として(i) 西川氏らが日本国に居所を有する自然人であること、(ii) 本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力の存在、(iii) 本公開買付応募契約の法的拘束力及び強制執行可能性、(iv) 本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得・実施・履践、(v) 本公開買付応募契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、(vi) 反社会的勢力との関係の不存在、並びに(vii) 当社普通株式の適法かつ有効な所有等、所有する当社株式に関する負担・制限等の不存在、潜在株式等の不存在を、また、当社グループ(当社並びにその連結子会社及び持分法適用関連会社をいいます。以下同じとします。)に関する事項として(i) 適法・有効な設立及び存続、(ii) 反社会的勢力との関係の不存在、(iii) 発行済株式の数、それらの適法かつ有効な発行、潜在株式等の不存在、当社の株式の取扱い又は経営に関する事項等に関する合意の不存在等、(iv) 有価証券報告書等の正確性、(v) 財務諸表の正確性・公正性及び簿外債務等の不存在、(vi) 後発事象の不存在、(vii) 締結する重要な契約の法的拘束力及び強制執行可能性、当該契約についての訴訟・クレーム等の不存在、競業禁止義務等の不存在、組合における追加出資義務の不存在等、(viii) 事業の遂行上必要な資産の適法かつ有効な所有等又は使用権限、当該資産の使用についての支障の不存在、(ix) 事業の遂行上必要な知的財産権の適法かつ有効な所有等又は使用権限、当該知的財産権の使用についての支障の不存在、当該知的財産権についての侵害通知等の不存在等、(x) 所有又は使用するシステム等の適切な保守等、当該システム等の使用についての支障の不存在、(xi) 労働関連の法令等の違反、未払賃金、労働紛争の不存在等、(xii) 公租公課等の適時かつ適法な支払い等、(xiii) 法令等の遵守、(xiv) 訴訟等の不存在、(xv) 西川氏ら及びその関係者との間の契約等の不存在、(xvi) 開示情報の正確性等、及び未開示の重要事実の不存在、並びに(xvii) 本公開買付応募契約に関連する西川氏らのアドバイザー等への支払いに係る公開買付者又は当社グループの負担の不存在を表明及び保証しております。
- (注5) 本公開買付応募契約において、西川氏らは、上記に記載した各義務のほか、(i) 当社をして通常の業務の範囲外の行為を行わせない義務、(ii) 本公開買付けと抵触する勧誘行為等の禁止義務、(iii) 本公開買付けへの応募以外の方法による当社普通株式の第三者への処分等又は当社普通株式の取得等の禁止義務、(iv) 株主権の不行使、(v) 当社の事業との競業禁止義務・当社役職員の勧誘等禁止義務、(vi) 西川氏の当社取締役在任中における忠実義務、善管注意義務及び職務専念義務、(vii) 秘密保持義務、並びに(viii) 契約上の地位の譲渡等の禁止義務を負っております。

(8) 資本業務提携について

資本業務提携の理由

前記「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由（2）意見の根拠及び理由」をご参照ください。

資本業務提携の内容等

(a) 本業務資本提携の内容

本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

(i) 目的

公開買付者及び当社は、本公開買付けによって、公開買付者が当社を子会社とし、両社が事業上の連携等を行うことで、両社の事業上のシナジーを実現させ、両社の企業価値を向上させることを目的とする。

(ii) 業務提携

公開買付者及び当社は、本公開買付けが成立したことを条件として、モバイル広告、特に今後の急速な成長が見込めるスマートフォン広告領域において、更なる競争力強化を図るために、両社の取引顧客及びサービスの基盤拡大や、広告関連テクノロジーなど両社の強みを活かした事業展開に向けた業務提携を実施する。但し、公開買付者は、当社の独立性を尊重する。

(iii) 資本提携

- ・当社は、公開買付者が本公開買付けを実施することを条件として、(A)本資本業務提携契約締結日に、(i)取締役会決議により、当社が導入している大規模買付ルールに関して、本公開買付けが当該大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為に該当しないことを確認する旨を決議するとともに、(ii)取締役会決議により本公開買付けに賛同し、当社の普通株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決定し、(iii)当該決定について東京証券取引所の規則の定めるところにより公表し、(B)本公開買付けが開始された日に公開買付者が法令に従い公開買付届出書を提出した場合は、同日に法令に従い当該決定の内容を記載した意見表明報告書を提出する。なお、当社は、かかる意見表明報告書（その訂正報告書を含む。）に、法第27条の10第2項第2号に定める事項を記載しない。
- ・当社は、本公開買付けの期間中、(i)本公開買付けに賛同し、当社の普通株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の取締役会決議を維持し、変更又は撤回せず、(ii)公開買付者以外の者が当社の発行する株券等を対象とする公開買付け（以下「対抗公開買付け」という。）を開始し、又は開始することを公表した場合であっても、対抗公開買付けに賛同せず、かつ、賛同する旨を公表しない。但し、対抗公開買付けに賛同せず、又は、賛同する旨を公表しないことが当社の取締役の忠実義務違反又は善管注意義務違反を構成することが客観的に明らかな場合はこの限りではない。

(iv) 当社の取締役構成

- ・本公開買付けが成立した場合、当社は平成24年6月以降に開催予定の各定時株主総会において、取締役候補者の過半数（但し、公開買付者の当社株式所有割合が50%を上回る場合は、公開買付者及び当社で協議の上、過半数又は半数以下で公開買付者が指定する数）を公開買付者が指名する者とする取締役選任議案を上程し、同株主総会において議案が可決されるように必要な行為を行う。
- ・当社は、当社の取締役の過半数が、公開買付者が指名する取締役でない限り、公開買付者の当社株式所有割合を希釈化させるおそれのある行為（組織再編による場合を含む。）、及び当社の財務、事業、キャッシュフロー等に重大な悪影響を及ぼすおそれのある行為をする場合には予め公開買付者の書面による同意を得なければならない。但し、当社の取締役又は執行役が当該職務としての善管注意義務及び忠実義務を履行するために必要な行為を行う場合には、公開買付者の同意を得ることは要しないが、事前に公開買付者に当該行為の必要性について説明し、公開買付者と誠実に協議を行う。

- ・ 当社は、本公開買付け成立後、公開買付者の指定する当社の取締役及び執行役が、当社の取締役及び執行役に在任し続けるよう、最大限努力する。

(v) 上場維持

公開買付者及び当社は、本公開買付け成立後においても、当社の株式が上場を維持できるよう誠実に努力する。

(vi) 当社株式の譲渡

公開買付者が第三者に対してその保有する当社の株式を譲渡する場合、公開買付者は、当該株式の譲渡の実行の2週間前までに当社に対し書面により通知する。

(vii) 契約の解除等

公開買付者及び当社は、本公開買付けの成立後、(あ)相手方に本契約上の義務の重大な違反があり、相手方に対する催告後30日以内に当該違反が解消されない場合、及び(い)相手方につき、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これらに類する法的倒産手続の開始申立がなされた場合には、相手方に対する書面による通知により、本契約を将来に向けて終了させることができる。

(b) 公開買付者が本公開買付けにより新たに取得する株式の数等

買付予定数	7,148,100株	(所有割合:51.00%)
買付予定数の下限	4,765,400株	(所有割合:34.00%)
買付予定数の上限	7,148,100株	(所有割合:51.00%)

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

(1) 普通株式
取締役

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
西川 潔	取締役	ファウンダー	1,679,900	16,799
前刀 禎明	取締役			
金子 陽三	取締役		22,600	226
北城 悟太郎	取締役		25,100	251
谷家 衛	取締役		3,500	35
椿 進	取締役		100	1
計			1,731,200	17,312

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は、本書提出日現在のものです。

(注2) 北城悟太郎、谷家衛及び椿進は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

執行役

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
前刀 禎明	代表執行役	会長		
金子 陽三	代表執行役	社長	22,600	226
小川 淳	執行役	副社長	69,800	698
出岡 英俊	執行役		57,600	576
丹澤 みゆき	執行役		1,200	12
計			1,731,200	17,312

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は、本書提出日現在のものです。

(2) 新株予約権
取締役

氏名	役名	職名	所有個数(個)	株式に換算した数(株)	株式に換算した議決権数(個)
西川 潔	取締役	ファウンダー	361	36,100	361
前刀 禎明	取締役		577	57,700	577
金子 陽三	取締役		1,117	122,100	1,221
北城 悟太郎	取締役		372	37,200	372
谷家 衛	取締役		355	35,500	355
椿 進	取締役		200	20,000	200
計			2,982	308,600	3,086

(注1) 役名、職名、所有個数、株式に換算した数及び株式に換算した議決権数は、本書提出日現在のものです。

(注2) 北城悟太郎、谷家衛及び椿進は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

執行役

氏名	役名	職名	所有個数 (個)	株式に換算した 数(株)	株式に換算した 議決権数(個)
前 刀 禎 明	代表執行役	会長	577	57,700	577
金 子 陽 三	代表執行役	社長	1,117	122,100	1,221
小 川 淳	執行役	副社長	423	42,300	423
出 岡 英 俊	執行役		321	32,100	321
丹 澤 みゆき	執行役		436	43,600	436
計			2,874	297,800	2,978

(注1) 役名、職名、所有個数、株式に換算した数及び株式に換算した議決権数は、本書提出日現在のものです。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

本公開買付けは、平成24年2月14日開催の当社取締役会において、当社取締役会が本公開買付けに同意したため、当社が平成19年7月13日開催の取締役会において導入した「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（平成21年6月25日、平成22年6月24日及び平成23年6月23日開催の当社取締役会において継続。）に定める大規模買付行為には該当いたしません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上